

平成30年度1号認定保育料金額表(月額)

(単位：円)

階層区分	定 義	教育標準時間 3歳以上児保育料		(参考) 国基準保育料
		基 本 保 育 料	第 2 子	3歳以上
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0
B	市民税非課税世帯、 市民税所得割額非課税世帯	0	0	3,000
C 1	市民税所得割相当額 (※) 48,600 円以下	4,000	2,000	10,100
C 2	48,601 円以上 50,400 円以下	5,000	2,500	
C 3	50,401 円以上 70,800 円以下	7,000	3,500	
C 4	70,801 円以上 77,100 円以下	10,000	5,000	
C 5	77,101 円以上 97,000 円以下	12,000	6,000	20,500
C 6	97,001 円以上 123,000 円以下	15,000	7,500	
C 7	123,001 円以上 154,200 円以下	19,000	9,500	
C 8	154,201 円以上 183,900 円以下	19,500	9,750	
C 9	183,901 円以上 211,200 円以下	20,000	10,000	
C 10	211,201 円以上 258,600 円以下	22,000	11,000	
C 11	258,601 円以上 276,600 円以下	22,500	11,250	
C 12	276,601 円以上 301,000 円以下	23,000	11,500	
C 13	301,001 円以上 341,200 円以下	24,000	12,000	25,700
C 14	341,201 円以上 366,700 円以下	24,500	12,250	
C 15	366,701 円以上 475,300 円以下	25,000	12,500	
C 16	475,301 円以上	25,200	12,600	

注1 この表の市民税の額は、平成30年4月～8月分保育料については、世帯の平成29年度市民税額の年額、平成30年9月～平成31年8月分保育料については、世帯の平成30年度市民税額の年額となります(配当控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄附金控除の適用はありません。)

注2 小学校3年生以下の年長の子どもから順に第2子以降の1号認定子どもが幼稚園、認定こども園等を利用している場合に保育料額を軽減します。(対象となる期間は、3歳から小学校3年生までの6年間です。)軽減額は、第2子は半額、第3子目以降は無料とします。(低所得・多子世帯の経済的負担の軽減について〔下記※参照〕の適用がある方は、第何子かを決定する場合の子どもの年齢制限が撤廃されています。)

注3 1号認定こどもの就学前の兄弟が2号認定を受け、認可保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚園もしくは児童心理治療施設に入所し、又は児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を常時利用している場合は、その兄弟を幼稚園児とみなし、幼稚園に通っている園児は「第2子(以降)」の保育料とします。

※ 市民税所得割相当額について

川崎市を含む政令指定都市において住民税を課税されている方については、県費教職員の給与負担事務の移譲に伴う税源移譲により、平成30年度から市民税所得割の税率が6%から8%に変更となっています。該当される方は市民税所得割を従前の税率6%相当に換算の上、保育料を算定します。なお、保育料の算定にあたっては、住宅借入金等特別控除等の適用はありません。

※ この保育料金額表の保育料の他、園によっては、その他の諸費用(上乗せ徴収、実費徴収)がかかる場合がありますので、園に確認してください。

※ 低所得・多子世帯の経済的負担の軽減について

(1) ひとり親等の世帯への対応

市民税所得割額が77,100円以下の場合、保育料は無料となります。

(2) 第何子かの算定対象年齢の制限撤廃

市民税所得割額が77,100円以下の場合、第何子かを決定する対象となる子どもの年齢制限を撤廃しました。上のきょうだいについては、生計が同一であれば年齢に関係なく算定に含まれます。

※ 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)における国の「幼児教育・保育の無償化」について

平成31年10月から、3歳児から5歳児のいる全ての世帯を対象として、国の「幼児教育・保育の無償化」の制度が実施される見込みです。それに伴い、1号認定保育料は変更となる予定です。

制度の詳細や手続き等については、国の制度が確定し次第、改めてお知らせいたします。

平成30年度保育料金額表(月額)

保育所、認定こども園(2号、3号)、小規模保育(A型)、事業所内保育(保育所型)

(単位：円)

階層区分	定義	保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
		3歳未満児保育料				3歳以上児保育料			
		基本保育料	第2子	基本保育料	第2子	基本保育料	第2子	基本保育料	第2子
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C 1	市民税均等割のみ	5,300	2,650	5,200	2,600	3,300	1,650	3,200	1,600
C 2	市民税所得割相当額(※) 5,000 円未満	6,300	3,150	6,100	3,050	4,400	2,200	4,300	2,150
C 3	5,000 円以上 48,600 円未満	7,100	3,550	6,900	3,450	5,400	2,700	5,300	2,650
C 4	48,600 円以上 50,400 円未満	9,200	4,600	9,000	4,500	7,100	3,550	6,900	3,450
C 5	50,400 円以上 60,000 円未満	11,700	5,850	11,500	5,750	9,000	4,500	8,900	4,450
C 6	60,000 円以上 70,800 円未満	14,700	7,350	14,400	7,200	10,500	5,250	10,300	5,150
C 7	70,800 円以上 84,600 円未満	18,200	9,100	17,800	8,900	12,000	6,000	11,800	5,900
C 8	84,600 円以上 97,000 円未満	22,000	11,000	21,600	10,800	14,000	7,000	13,800	6,900
C 9	97,000 円以上 108,600 円未満	25,700	12,850	25,200	12,600	18,000	9,000	17,700	8,850
C 10	108,600 円以上 123,000 円未満	29,500	14,750	28,900	14,450	22,000	11,000	21,600	10,800
C 11	123,000 円以上 138,600 円未満	33,300	16,650	32,700	16,350	25,000	12,500	24,600	12,300
C 12	138,600 円以上 154,200 円未満	37,200	18,600	36,500	18,250	26,500	13,250	26,000	13,000
C 13	154,200 円以上 169,000 円未満	41,200	20,600	40,500	20,250	27,500	13,750	27,000	13,500
C 14	169,000 円以上 183,900 円未満	45,200	22,600	44,400	22,200	30,500	15,250	30,000	15,000
C 15	183,900 円以上 204,600 円未満	50,000	25,000	49,100	24,550	31,500	15,750	31,000	15,500
C 16	204,600 円以上 234,600 円未満	54,500	27,250	53,500	26,750	32,000	16,000	31,500	15,750
C 17	234,600 円以上 258,600 円未満	57,000	28,500	56,000	28,000	33,000	16,500	32,400	16,200
C 18	258,600 円以上 276,600 円未満	59,000	29,500	58,000	29,000	34,000	17,000	33,400	16,700
C 19	276,600 円以上 301,000 円未満	60,500	30,250	59,400	29,700	35,000	17,500	34,400	17,200
C 20	301,000 円以上 321,700 円未満	65,500	32,750	64,300	32,150	36,000	18,000	35,400	17,700
C 21	321,700 円以上 341,200 円未満	70,000	35,000	68,800	34,400	37,000	18,500	36,400	18,200
C 22	341,200 円以上 366,700 円未満	73,000	36,500	71,700	35,850	38,000	19,000	37,400	18,700
C 23	366,700 円以上 397,000 円未満	74,000	37,000	72,700	36,350	39,000	19,500	38,300	19,150
C 24	397,000 円以上 475,300 円未満	81,500	40,750	80,100	40,050	40,000	20,000	39,300	19,650
C 25	475,300 円以上	82,800	41,400	81,400	40,700	41,000	20,500	40,300	20,150

注1 市民税所得割相当額(※)

川崎市を含む政令指定都市において、住民税を課税されている方については、県費教職員の給与負担事務の移譲に伴う税源移譲により、平成30年度より市民税所得割の税率が6%から8%に変更となっています。該当される方は、市民税所得割を従前の税率6%相当に換算の上、保育料を算定します。なお、保育料の算定にあたっては、配当控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄附金控除等の適用はありません。

注2 この表の市民税の額は、平成30年4月～8月分保育料については、世帯の平成29年度市民税額の年額、平成30年9月～平成31年8月分保育料については、世帯の平成30年度市民税額の年額となります。

注3 第2子保育料とは、同一世帯から2人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合(幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)の第2子目の保育料です。

(低所得・多子世帯の経済的負担の軽減の適用がある方は、第何子かを決定する場合の子どもの年齢制限が撤廃されています。)

注4 第3子以降の保育料については無料です。この第3子以降とは、同一世帯から3人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合(幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)です。

(低所得・多子世帯の経済的負担の軽減の適用がある方は、第何子かを決定する場合の子どもの年齢制限が撤廃されています。)

注5 児童の年齢が年度途中で3歳に達した場合でも、年度中は3歳未満児の額を適用します。

注6 延長保育を利用する場合には、別途延長保育料が必要です。(AB階層を除く)

※ 国が定める上限額は次ページをご覧ください。

小規模保育(B型)、小規模保育(C型)、家庭的保育、事業所内保育(小規模型)

(単位：円)

階層区分	定義	小規模保育B型、事業所内保育小規模型				家庭的保育、小規模保育C型		(参考) 国が定める上限額 保育標準時間	
		保育標準時間		保育短時間		3歳未満児保育料			
		3歳未満児保育料				3歳未満児保育料		3歳未満	3歳以上
		基本保育料	第2子	基本保育料	第2子	基本保育料	第2子		
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	9,000	6,000
C 1	市民税均等割のみ	3,600	1,800	3,500	1,750	2,800	1,400	19,500	16,500
C 2	市民税所得割相当額(※) 5,000 円未満	4,100	2,050	4,000	2,000	3,400	1,700		
C 3	5,000 円以上 48,600 円未満	5,000	2,500	4,900	2,450	3,800	1,900		
C 4	48,600 円以上 50,400 円未満	6,500	3,250	6,400	3,200	4,900	2,450	30,000	27,000
C 5	50,400 円以上 60,000 円未満	9,400	4,700	9,200	4,600	7,500	3,750		
C 6	60,000 円以上 70,800 円未満	11,800	5,900	11,600	5,800	9,400	4,700		
C 7	70,800 円以上 84,600 円未満	14,600	7,300	14,400	7,200	11,600	5,800		
C 8	84,600 円以上 97,000 円未満	17,600	8,800	17,300	8,650	14,100	7,050		
C 9	97,000 円以上 108,600 円未満	20,600	10,300	20,300	10,150	16,400	8,200	44,500	41,500
C 10	108,600 円以上 123,000 円未満	23,600	11,800	23,200	11,600	18,900	9,450		
C 11	123,000 円以上 138,600 円未満	26,600	13,300	26,200	13,100	21,300	10,650		
C 12	138,600 円以上 154,200 円未満	29,800	14,900	29,300	14,650	23,800	11,900		
C 13	154,200 円以上 169,000 円未満	33,000	16,500	32,500	16,250	26,400	13,200	61,000	58,000
C 14	169,000 円以上 183,900 円未満	36,200	18,100	35,600	17,800	28,900	14,450		
C 15	183,900 円以上 204,600 円未満	40,000	20,000	39,300	19,650	32,000	16,000		
C 16	204,600 円以上 234,600 円未満	43,600	21,800	42,900	21,450	34,800	17,400		
C 17	234,600 円以上 258,600 円未満	45,600	22,800	44,800	22,400	36,500	18,250		
C 18	258,600 円以上 276,600 円未満	47,200	23,600	46,400	23,200	37,800	18,900		
C 19	276,600 円以上 301,000 円未満	48,400	24,200	47,600	23,800	38,700	19,350		
C 20	301,000 円以上 321,700 円未満	52,400	26,200	51,500	25,750	41,900	20,950	80,000	77,000
C 21	321,700 円以上 341,200 円未満	56,000	28,000	55,100	27,550	44,800	22,400		
C 22	341,200 円以上 366,700 円未満	58,400	29,200	57,400	28,700	46,700	23,350		
C 23	366,700 円以上 397,000 円未満	59,200	29,600	58,200	29,100	47,300	23,650		
C 24	397,000 円以上 475,300 円未満	65,200	32,600	64,100	32,050	52,100	26,050	104,000	101,000
C 25	475,300 円以上	66,200	33,100	65,100	32,550	52,900	26,450		

注1 市民税所得割相当額(※)

川崎市を含む政令指定都市において、住民税を課税されている方については、県費教職員の給与負担事務の移譲に伴う税源移譲により、平成30年度より市民税所得割の税率が6%から8%に変更となっています。該当される方は、市民税所得割を従前の税率6%相当に換算の上、保育料を算定します。なお、保育料の算定にあたっては、配当控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄附金控除等の適用はありません。

注2 この表の市民税の額は、平成30年4月～8月分保育料については、世帯の平成29年度市民税額の年額、平成30年9月～平成31年8月分保育料については、世帯の平成30年度市民税額の年額となります。

注3 第2子保育料とは、同一世帯から2人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合(幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)の第2子目の保育料です。

(低所得・多子世帯の経済的負担の軽減の適用がある方は、第何子かを決定する場合の子どもの年齢制限が撤廃されています。)

注4 第3子以降の保育料については無料です。この第3子以降とは、同一世帯から3人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合(幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)です。

(低所得・多子世帯の経済的負担の軽減の適用がある方は、第何子かを決定する場合の子どもの年齢制限が撤廃されています。)

注5 児童の年齢が年度途中で3歳に達した場合でも、年度中は3歳未満児の額を適用します。

注6 延長保育を利用する場合には、別途延長保育料が必要です。(AB階層を除く)